



三重県公報

令和5年1月27日 (金)

第 382 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
2	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(雇用対策課)	2
告 示			
38	救急病院等の認定	(医療政策課)	5
39	救急診療所に該当しなくなる旨	(同)	6
40	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	7
41	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	7
42	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	7
43	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	7
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	8
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜産課)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9

規 則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年一月二十七日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第二号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(条例第七条第一項第一号の規則で定める訓練科)</p> <p>第十八条 条例第七条第一項第一号の規則で定める普通課程の訓練科は、介護福祉士養成科、保育士養成科、栄養士養成科及び製菓衛生師養成科とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>訓練課程</th> <th>訓練科</th> <th>訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">三重県立津高等技術学校</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">普通課程</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士養成科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製菓衛生師養成科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">短期課程</td> <td style="text-align: center;">パソコンCAD科</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	三重県立津高等技術学校	普通課程	(略)	(略)	栄養士養成科	2年	製菓衛生師養成科	2年	短期課程	パソコンCAD科	6月	(略)	(略)	<p>(条例第七条第一項第一号の規則で定める訓練科)</p> <p>第十八条 条例第七条第一項第一号の規則で定める普通課程の訓練科は、介護福祉士養成科、保育士養成科及び栄養士養成科とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>訓練課程</th> <th>訓練科</th> <th>訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">三重県立津高等技術学校</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">普通課程</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士養成科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製菓衛生師養成科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">短期課程</td> <td style="text-align: center;">住宅サービス科</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">パソコンCAD科</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	三重県立津高等技術学校	普通課程	(略)	(略)	栄養士養成科	2年	製菓衛生師養成科	2年	短期課程	住宅サービス科	6月	パソコンCAD科	6月	(略)	(略)
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間																																		
三重県立津高等技術学校	普通課程	(略)	(略)																																		
		栄養士養成科	2年																																		
		製菓衛生師養成科	2年																																		
	短期課程	パソコンCAD科	6月																																		
		(略)	(略)																																		
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間																																		
三重県立津高等技術学校	普通課程	(略)	(略)																																		
		栄養士養成科	2年																																		
		製菓衛生師養成科	2年																																		
	短期課程	住宅サービス科	6月																																		
		パソコンCAD科	6月																																		
(略)	(略)																																				

別表第三を次のように改める。

別表第3(第4条関係)

訓練課程	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間(時間)	設備		訓練生の数
					種別	名称	
短期課程	パソコンCAD科	製図における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 製図 ハ 工作法 (2) 実技 イ 製図実習 ロ CAD実習 ハ OA機器操作実習	総時間	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 図面複写機 情報処理用機器類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20
	600 100						
短期課程	オフィスビジネス科	事務及びOA機器操作における技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 商業概論 ハ OA機器 ニ 簿記及び会計 (2) 実技 イ 商業簿記 ロ OA機器操作実習	総時間	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 事務用機器類 情報処理用機器類 計測器類 教材類	30
	600 100						
短期課程	パソコンCAD科	製図における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 製図 ハ 工作法 (2) 実技 イ 製図実習 ロ CAD実習 ハ OA機器操作実習	400	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 図面複写機 情報処理用機器類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20
				600 100			

		ハ プレゼンテーション実習				
金属成形科	金属の接合及び加工等の金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 機械工学概論 ハ 金属材料学 ニ 製図 ホ 溶接法 ヘ 測定法 ト 板金工作法 チ 安全衛生 (2) 実技 イ 測定・機械操作基本実習 ロ 溶接基本実習 ハ 板金工作実習 ニ 安全衛生作業法	総時間 630 150 350	建物その他の工作機械その他	黒板、椅子等を備えた実習場 プレス用機械類 切断用機械類 板金用機械類 溶接用機械類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	20
OA事務科(障がい者訓練)	一般的な事務及びOA機器の操作における基礎的な技能及びこれに関する知識	(1) 学科 イ 社会 ロ 応接法 ハ OA機器 (2) 実技 イ OA機器操作実習 ロ プレゼンテーション実習	総時間 550 100 400	建物その他の工作機械その他	教室 実習場 情報処理用機器類 器具及び用具類 教材類	20
アーキデザイン科	建築関連の基礎的な知識及び製図の基礎的な技術	(1) 学科 イ 建築製図 ロ 建築計画 ハ 構造力学 ニ 建築構造 ホ 建築生産 ヘ 建築法規 ト 測量 (2) 実技 イ 建築設計実習 ロ 測量基本実習 ハ 機械操作基本実習	総時間 1,050 400 600	建物その他の工作機械その他	教室 製図室 製図機械 パーソナルコンピュータ及びサーバ カラープリンタ セオドライト レベル 平板測量器 製図器及び製図用具類	10

備考

- 1 訓練科ごとの教科の科目は、この表の教科の欄に定める学科及び実技の科目とする。
- 2 1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。
- 3 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとの総時間及び教科ごとの訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定めるものを標準とする。
- 4 通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の20パーセントに相当する時間とする。
- 5 訓練科ごとに必要な設備は、この表の設備の欄に定めるとおりとする。
- 6 5に定めるもののほか、技術学校の設備の細目は、厚生労働大臣が定めるものを標準とする。

紙中の業報は必ずしも正確でない。

第5号様式（第11条関係）

誓 約 書

年 月 日

三重県立津高等技術学校長 宛て

私は、津高等技術学校の諸規則を遵守し、誠実に技術及び技能の取得に励むことを誓約いたします。

本人

現住所

氏 名

上記の者が在校中における身上のことについて、私が一切の責任を持ちます。

また、授業料等を納めないことがある場合は私が直ちに納めます。ただし、極度額は、訓練期間すべてに係る授業料に相当する額とします。

保護者又は保証人

現住所

氏 名

本人との続柄

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別表に規定する住宅サービス科は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日に在籍する者が当該住宅サービス科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

告 示

三重県告示第 38 号

次の病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等として認定しました。

令和 5 年 1 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

救急病院等の名称	救急病院等の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人 桑名病院	桑名市京橋町 30 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
青木記念病院	桑名市中央町五丁目 7 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人普照会 もりえい病院	桑名市内堀 28 番地 1	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人社団大和会 日下病院	いなべ市北勢町阿下喜 680 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター 菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
青木内科	桑名市新西方二丁目 82 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2 番 37 号	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450 番地 132	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10 番 8 号	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
小山田記念温泉病院	四日市市山田町 5538-1	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人 富田浜病院	四日市市富田浜町 26 番 14 号	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人社団 山中胃腸科病院	四日市市小古曾三丁目 5 番 33 号	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人社団主体会 主体会病院	四日市市城北町 8 番 1 号	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458 番の 1	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人社団プログレス 四日市消化器病センター	四日市市下海老町高松 185 番 3	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
高木病院	鈴鹿市高岡町 550 番地	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地 53	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田一丁目 3 番 7 号	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
医療法人博仁会 村瀬病院	鈴鹿市神戸三丁目 12 番 10 号	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466 番 1	令和 5 年 1 月 30 日	令和 8 年 1 月 29 日

川口整形外科	亀山市野村4丁目4-19	令和5年1月30日	令和8年1月29日
大門病院	津市大門1番3号	令和5年1月30日	令和8年1月29日
武内病院	津市一色町字寺門215番地1	令和5年1月30日	令和8年1月29日
医療法人 永井病院	津市西丸之内29番29号	令和5年1月30日	令和8年1月29日
国立大学法人 三重大学医学部 附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
医療法人同心会 遠山病院	津市南新町17-22	令和5年1月30日	令和8年1月29日
医療法人 吉田クリニック	津市栗真中山町79-5	令和5年1月30日	令和8年1月29日
岩崎病院	津市一身田町333番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
津生協病院	津市船頭町津興1721番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
若葉病院	津市南中央28番13号	令和5年1月30日	令和8年1月29日
独立行政法人国立病院機構 三 重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	令和5年1月30日	令和8年1月29日
榑原温泉病院	津市榑原町1033番地の4	令和5年1月30日	令和8年1月29日
三重県立一志病院	津市白山町南家城616	令和5年1月30日	令和8年1月29日
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
社会福祉法人恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地6	令和5年1月30日	令和8年1月29日
松阪市民病院	松阪市殿町1550番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
三重県厚生農業協同組合連合会 大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬663-2	令和5年1月30日	令和8年1月29日
医療法人 三重ハートセンター	多気郡明和町大淀2227番地1	令和5年1月30日	令和8年1月29日
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2	令和5年1月30日	令和8年1月29日
医療法人全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐2丁目7番28号	令和5年1月30日	令和8年1月29日
医療法人 伊勢田中病院	伊勢市大世古四丁目6番47号	令和5年1月30日	令和8年1月29日
町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
国民健康保険志摩市民病院	志摩市大王町波切1941-1	令和5年1月30日	令和8年1月29日
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
南島メディカルセンター	度会郡南伊勢町槿柄浦1-1	令和5年1月30日	令和8年1月29日
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
社会医療法人畿内会 岡波総合 病院	伊賀市上之庄2711番地1	令和5年1月30日	令和8年1月29日
名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地	令和5年1月30日	令和8年1月29日
金丸脳脊椎外科クリニック	伊賀市佐那具町804番地1	令和5年1月30日	令和8年1月29日
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号	令和5年1月30日	令和8年1月29日
社会医療法人峰和会 長島回生 病院	北牟婁郡紀北町東長島2	令和5年1月30日	令和8年1月29日
紀南病院組合立紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750	令和5年1月30日	令和8年1月29日

三重県告示第39号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

令和5年1月27日

三重県知事 一見勝之

救急診療所の名称	救急診療所の所在地	救急診療所に該当しなくなる日
医療法人 佐藤クリニック	四日市市中納屋町4番1号	令和5年1月29日

三重県告示第 40 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	スギ薬局 在宅調剤センター四日市店	四日市市青葉町 800 番地 4		薬局	令和 5 年 1 月 1 日
薬局	フラワー薬局岡波総合病院前店	伊賀市上之庄 1700-1		薬局	令和 5 年 1 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハビリステーション桜 T s u	津市柳山津興 630-3		訪問看護	令和 5 年 1 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町 2150-15 2F A		訪問看護	令和 5 年 1 月 1 日

三重県告示第 41 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から所在地の変更の届出がありました。

令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	スギ薬局阿倉川店	四日市市羽津山町 2-5	四日市市羽津山町 2 番 2 号		薬局	令和 4 年 10 月 27 日
薬局	スギ薬局河芸店	津市河芸町東千里字大橋 255 番地 1	津市河芸町東千里字大橋 203 番地 1		薬局	令和 4 年 11 月 11 日

三重県告示第 42 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 鈴鹿宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市下大久保町字法正坊 2418 番 2 地先から 鈴鹿市下大久保町字山崎 1319 番 2 地先まで	旧	10.4~11.3	36.0
	新	10.8~12.6	36.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市浦村町字向井 1433 番 33 地先から 鳥羽市浦村町字向井 1433 番 26 地先まで	旧	5.7~11.2	36.6
	新	6.3~23.7	36.6

三重県告示第 43 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鈴鹿宮妻峡線	鈴鹿市下大久保町字法正坊 2418 番 2 地先から 鈴鹿市下大久保町字山崎 1319 番 2 地先まで	令和 5 年 1 月 27 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
鈴木 剛	桑名市	桑名市長島町松之木江南 12 ほか 13 筆
田中 伸宏	鈴鹿市	鈴鹿市徳田町初田 1348 ほか 66 筆
生川 晃司	鈴鹿市	鈴鹿市稲生町北野 5677-1
喜多 義幸	津市	津市栗真小川町山脇 1787 ほか 5 筆
株式会社 夢	伊勢市	伊勢市西豊浜町若山 940-1 ほか 5 筆
上田 定雄	度会郡玉城町	度会郡玉城町勝田米田 5318 ほか 12 筆
株式会社 ヒラキファーム	伊賀市	伊賀市下神戸三石代 127 ほか 9 筆
山下 行信	伊賀市	伊賀市川東唐戸 125-1 ほか 7 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 5 年 1 月 27 日

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

氏名	免許番号	免許年月日	備考
西村 勝利	968	令和 4 年 12 月 5 日	牛
正木 杏佳	969	令和 4 年 12 月 6 日	牛

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 4 年 12 月 14 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

3 作業地域

いなべ市藤原町本郷

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 1 月 27 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 1 月 11 日	員弁郡東員町大字中上字瀬古口 214-1 ほか 1 筆	員弁郡東員町大字中上 1525 ビューティフルライフ 201 日置大輔
令和 5 年 1 月 12 日	三重郡菰野町大字潤田字南野 725-1 ほか 8 筆	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 崙 豪 治
令和 5 年 1 月 16 日	伊勢市小俣町宮前 774-2 ほか 8 筆ほか	伊勢市小木町 565-1 株式会社大地開発 代表取締役 大 南 岬伊子
令和 5 年 1 月 17 日	伊勢市小俣町宮前 490-1 ほか 2 筆	松阪市小片野町 960-1 株式会社ランド企画 代表取締役 武 田 貢

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>